

ご注意

1 未成年者等の申請 (未成年者または成年被後見人が申請する場合) *年齢は、誕生日の前日に加算されます。

- 申請書裏面の「法定代理人(親権者、後見人など)署名」の欄には、親権者または後見人が自筆で署名(かい書体)してください。
- 法定代理人が遠隔地にて申請書に署名できない場合には、法定代理人自筆の「旅券申請同意書」を提出してください。
- *書式は窓口又は奈良県旅券事務所ホームページから入手できます。

2 旅券発給申請書類の代理提出 (申請者に代わって、代理の方が申請書を提出する場合)

- 代理人は、申請に必要な書類すべての原本を預かってきてください。(コピーは不可)
- 申請書の裏面下部に「申請書類等提出委任申出書」の欄がありますので、記入例を参考に必ず記入してください。申請者記入の欄には、申請者本人がすべて記入してください。引受人記入の欄には、申請書を代理提出する引受人が記入してください。また、代理人の本人確認のため、代理人自身も本人確認書類(表面「4 本人確認書類」のいずれかが1点。コピーは不可)を持参してください。
- 法定代理人が申請書を提出される場合は、「申請書類等提出委任申出書」の記入は不要です。
- 代理提出する申請件数が10件以上となる場合には、予めお電話をお願いします。
- 刑罰等関係の「はい」に該当する方、有効な旅券を紛(焼)失・盗難でなくされた方、居所で申請される方等は代理提出はできません。また、前回申請した旅券を受け取らなかった方も代理提出ができない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

3 居所申請 (次のいずれかに該当される場合で一定の条件を満たす方は奈良県で申請ができます。)

- ①奈良県内に居所(ある程度の期間継続して居住する場所)があり、奈良県外に住民登録をしている方。
- ②一時帰国中で、奈良県内に居所のある方。
- ③奈良県内に住民登録をしているが、住民登録の住所以外に居所のある方。
- 「申請に必要な書類等」以外に追加に必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。代理提出はできません。

4 その他 (ご不明な点がございましたら、必ず事前にお問い合わせください。)

- 切替申請 有効な旅券をお持ちの方で、以下の場合は有効な旅券を提出して新しい旅券を申請することができます。なお、有効旅券の残存期間は切り捨てとなり、旅券番号が変わります。
 - ①旅券の有効期間が1年未満となった場合。
 - ②査証欄に余白がなくなった場合。(査証欄は一回に限り増補申請も可能です。詳細はお問い合わせください。)
- 訂正新規申請 記載事項変更申請 有効な旅券をお持ちの方で、氏名・本籍地の都道府県名等に変更があった場合は、手続きが必要です。
- 紛失届 有効な旅券を紛(焼)失・盗難でなくされた場合は、手続きが必要です。なお、同時に新規申請もできます。代理提出はできません。

5 旅券の受け取り 旅券の受け取りには、必ずご本人がお越しください。代理受領はできません。

受け取りに必要な書類等は次のとおりです。すべてが揃わないと受け取りはできません。

- ①一般旅券発給申請受理票
- ②手数料相当の収入印紙及び奈良県証紙
- ③申請時において、旅券交付(受け取り)時に持参するもの、または調べることを特に指示されたもの。

●旅券発給手数料

種類	申請時満年齢	収入印紙	奈良県証紙	合計
10年旅券	20歳以上	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	12歳以上	9,000円	2,000円	11,000円
	12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円

●申請から交付(受け取り)までの予定日数

申請場所	交付(受け取り)までの日数
奈良県旅券事務所	申請の日から6日目
高田旅券センター 橿原市パスポートセンター	申請の日から8日目

(注)上記の期間内には、土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始は含まれません。

*年齢は、誕生日の前日に加算されます。(「年齢計算に関する法律」による)

特に、12歳の誕生日の前日に申請される方は、12歳以上の手数料(11,000円)となりますのでご注意ください。

*旅券は、申請書を提出された窓口以外では受け取れません。

*旅券は、申請から6ヶ月以内に受け取らないと失効となり、お渡しできなくなります。

■問い合わせ先

窓 口	奈良県旅券事務所	高田旅券センター
所在地	〒631-0821 奈良市西大寺東町2丁目4番1号ならファミリー5階	〒635-0015 大和高田市幸町3番18号 トナリ工大和高田3階
電話番号	0742-35-8601	0745-53-8822
お問い合わせ時間	平日(月～金) 午前9時～午後5時	平日(月～金) 午前9時～午後5時
付近地図		
申請受付	平日(月～金) 午前9時～午後5時	
旅券交付(受け取り)	月・金・日 午前9時～午後5時 火・水・木 午前9時～午後7時30分	日曜は、交付(受け取り)のみです。申請はできません。
*土曜、祝日(日曜と重なる日は除く)、休日、年末年始はお休みです。 *地震、台風等の影響により、やむを得ず変更となる場合があります。		
◆奈良県旅券事務所HP http://www.pref.nara.jp/18114.htm		

○橿原市に住民登録をされている方(または現に橿原市内に居住している方)は、橿原市パスポートセンター(TEL 0744-47-3225 橿原市内膳町1-1-60 橿原市役所分庁舎1階)でも旅券の申請、受け取りができます。

旅券(パスポート)申請のごあんない

令和2年7月

- 奈良県で申請できる方は、日本国籍を有し、原則として奈良県内に住民登録をしている方です。
- 旅券は有効期間が5年と10年の2種類があり、申請時の満年齢が20歳以上の方は、いずれかを選べます。申請時の満年齢が20歳未満の方は5年の旅券のみとなります。*年齢は、誕生日の前日に加算されます。
- この「ごあんない」は、①初めて旅券を申請する場合、②前回取得した旅券の有効期間が切れた場合、③旅券の有効期間が残り1年未満等(切替申請)の場合の内容です。

■申請に必要な書類等

1 一般旅券発給申請書 1通	裏面記入例を参考に間違いのないように記入してください。
○申請書は、10年用と5年用があります。 平成30年10月1日より、ダウンロード申請書の運用が開始されました。外務省HPの申請書ダウンロードサイトへアクセスし、Web入力フォームに必要項目を入力することで、PDF形式で申請書をダウンロードできます。ダウンロードした申請書を自宅等のプリンターで印刷し、所持人自署等の必要事項を記載してください。(電子的な申請ができるものではありません。) 用紙や印刷状態が適正でない場合(サイズ、厚さ、汚れ、滲み、シワ等)は、受付できないことがあります。詳しくは、外務省HPをご覧ください。	
2 戸籍謄本または抄本 1通	最新の記載内容で6ヶ月以内に発行された原本に限り。 (コピーは不可) 戸籍は本籍地のある市町村で発行されます。詳しくは、市町村役場におたずねください。 ○同一戸籍内の複数の方が同時に申請書を提出する場合、戸籍謄本は1通で共用できます。 ○有効旅券をお持ちの方が申請する場合で、氏名・本籍地の都道府県名等に変更がないときは戸籍謄(抄)本は省略できます。ただし、申請書に本籍地を戸籍どおりに番地まで記入する必要があります。また、申請者が未成年の場合は、親権者の確認のため、戸籍謄(抄)本が必要になることがあります。
3 パスポート用の写真 1枚	★写真は出入国審査で自分自身を証明する大変重要なものです。規格外の写真や不適当な写真、旅券への転写に際し支障となる写真(明暗・画質・色調・画像の調節不良等)は受付できません。 【不適当な写真例】 ○変色・脱色したもの ○汚れやキズのあるもの ○前髪やメガネの縁が目にかかっているもの ○髪の毛で目が隠れているもの・目元が暗いもの ○メガネのレンズに光が反射しているもの ○サングラス(カラーレンズ含む)、マスク、ヘアバンド、リボン、装飾品、化粧品等で人物を特定しづらいもの ○背景の色がきつく人物を特定しづらいもの、いす等背景があるもの ○カラーコンタクトレンズ着用したもの ○表情が平常と著しく異なるもの(例えば、笑顔など) ○ノイズ、ジャギー、ドットやインクのにじみなどがあるもの ○変形、マスキングなどの画像処理を施したもの (注) デジタル写真の場合、カメラが高解像度のものであっても、家庭での印刷では不十分なものがあります。 *他にも不適当な例があります。お問い合わせください。 *証明写真ボックスで撮影された写真の場合、いすの高さや座る位置等によって規格を満たさない場合がありますので、ご注意ください。 *外務省HPにパスポート用提出写真について掲載されています。
4 本人確認書類	申請時点で有効な原本に限り。 (コピーは不可) (住所、氏名等が申請書の記載内容と一致しているもの)

① 1点の提示で確認できるもの

- ◆日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む) ◆運転免許証 ◆船員手帳 ◆海技免状 ◆小型船舶操縦免許証 ◆猟銃・空気銃所持許可証 ◆戦傷病者手帳 ◆宅地建物取引士証 ◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証 ◆マイナンバー(個人番号)カード(通知カードは不可)
- ◆写真付き住民基本台帳カード ◆写真付き身体障害者手帳(写真貼り替え防止がなされているもの) ◆写真付き官公庁職員身分証明書 ◆運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)

② 2点の提示または提出が必要なもの

- ◆健康保険証(国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証を含む) ◆後期高齢者医療被保険者証 ◆年金手帳又は年金証書(国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書) ◆介護保険被保険者証 ◆印鑑登録証明書(6ヶ月以内に発行されたもの) 十登録印(実印)
- 写真付きで、氏名・証明印 ◆学生証・生徒手帳 ◆社員証 ◆公の機関が発行した資格証明書 ◆療育手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳のあるもの ◆運転経歴証明書 ◆失効旅券(失効後6ヶ月を超えるもの)
- ◆直近の納税課税等証明書 ◆直近の源泉徴収票 ◆生徒手帳(氏名・証明印があれば写真の貼付欄がないものでも可。小・中学生に限る) ◆母子手帳(小学生以下)

*イの中から2点、または、イとロの中から各1点を提示してください。ロの中からの2点は不可。
*上記の本人確認書類をご用意できない場合は、事前にお問い合わせください。

5 前回発給を受けた旅券

- 有効期間内の旅券を切り替える場合は、有効旅券の提出がないと申請の受付はできません。なお、現在の有効旅券の残存期間は切り捨てになり、新旅券に繰り越すことはできません。旅券番号は変わります。
- 過去に旅券を取得した方は、失効していても可能な限り、最後に発給を受けた旅券をお持ちください。

■印鑑 原則不要です。

*本人確認書類として印鑑登録証明書を提出される場合は、その登録印(実印)が必要です。

■住民票 原則不要です。提出される場合は、6ヶ月以内に発行された原本に限り。 (コピーは不可)

奈良県で住民登録している方は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基カードはなくても確認可能)により住所の確認ができるため、そのシステムで確認を希望される場合は不要です。ただし、次の場合は提出が必要です。

- ①システムでの確認を希望されない場合
- ②住民登録変更直後(住基ネットで確認不能)に申請される場合
- ③奈良県に住民登録のない方が申請される場合(居所での申請をする場合)*居所での申請をされる場合は、事前にお問い合わせください。